

防府市 高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の お知らせ

～路線バス・タクシー運賃の一部を助成します～



■助成対象者

- ① 70歳以上で運転免許証を持っていない人
※ 小型特殊自動車(農耕トラクター等)の免許のみをお持ちの方は対象者になります。



持っていない

- ② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人

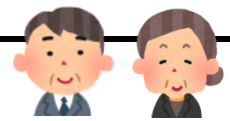


全て自主返納した

- ③ 心身障害者福祉タクシー利用券(福祉タクシー助成)の交付対象者
※ 福祉タクシー助成と、この制度の両方を受けることはできません。
いずれか一方のみの助成を受けられます。

■お問合せ 防府市 高齢福祉課 (本館2階)

TEL 0835-25-2119



■助成内容

1 か **2** のいずれか一方の助成券を選択します。

1

路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券

私はバスもタクシーも使うから
1を交付してもらおう！



路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券を、年最大48枚 交付します。

▼路線バスで使用する場合

助成券1枚につき運賃が200円引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



▼タクシーで使用する場合

助成券1枚につき運賃が2割引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。
※ 運賃が1,000円以下の場合、200円引となります。

助成券はタクシー会社が行う割引（高齢者割引等）と併用できます。



◆助成券の使い方

タクシーに乗車するときに**対象者証**を必ず乗務員に見せ、助成券が使用できるかどうか確認してください。助成券は、降車するときに乗務員に渡し、残りの運賃をお支払いください。



◎相乗りがお得です！

交付を受けた人が複数人で乗車した場合も、助成券は1人1枚ずつ使用できます。
(最大4人まで)



3人が利用助成券を使います。



3人の場合、6割引になります。



※ 助成額には上限があります。1乗車あたり、1人が助成券を使用した場合は1,000円、2～4人が助成券を使用した場合は総額で2,000円が上限となります。

2

路線バスのみ可以使用助成券

私はバスをよく使うから
2 を交付してもらおう



助成券1枚につき運賃が100円引となる助成券を、年最大96枚 交付します。
1乗車につき2枚まで使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



■ 助成券が使えるバス・タクシー会社一覧 (令和8年5月時点)

バス



JRバス中国 (株)	0570-010-666
防長交通 (株)	0835-22-3765

タクシー



麒麟交通 (株)	0835-33-2233	日本交通 (株)	0835-22-0988 (旧)日名内タクシー 0835-22-0471
(有)周防タクシー	0835-22-2730	日の丸タクシー (株)	0835-22-0897
		湯田都タクシー (株) 防府営業所	0835-22-0130

介護 タクシー



オカモト福祉タクシー	0835-23-0294
ここ介護・福祉タクシー	0835-21-2775
介護タクシーつかさ	090-4476-1239
ホットライフサポート福祉タクシー	0835-29-0009
はるかぜ福祉タクシー	080-4869-5814
福祉タクシーStepOut (ステップアウト)	080-1635-7889

Q&A

Q. どこで路線バス・タクシーに乗ったときに助成券は使えるの？

A. 路線バス・タクシーともに、乗車地・降車地のいずれか一方が防府市内の場合に使用できます。

ただし、防府市と契約しているバス会社・タクシー会社に限りです。

○ 使えます …… 防府市 ⇒ 防府市、防府市 ⇒ 市外、市外 ⇒ 防府市

× 使えません …… 市外 ⇒ 市外

Q. 助成対象でない人と一緒にタクシーに乗ったときに助成券は使えるの？

A. どなたと一緒に乗られたときでも使用できます。

ただし、助成券は対象者1人につき1枚のみ使用できます。



■申請手続きに必要なもの

《本人が申請される場合》

① 70歳以上で運転免許証を持っていない人

□身分証明書(マイナンバーカード、後期高齢者医療被保険者証や介護保険被保険者証など)

② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人

□身分証明書

□運転免許証の自主返納証明(運転経歴証明書や運転卒業者サポート手帳など)

③ 心身障害者福祉タクシー利用券(福祉タクシー助成)の交付対象者

□障害者手帳(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)

《代理の方が申請される場合》

□助成対象者の写真

□委任状(署名 または記名・押印)

□代理の方の身分証明書

□(②に該当される方)運転免許証の自主返納証明

□(③に該当される方)障害者手帳(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)

◎ご注意ください

・年齢にかかわらず、この制度と福祉タクシー助成の両方を受けることはできません。
福祉タクシー助成の対象者がこの制度を受ける場合は、申請時に障害者手帳が必要です。

・申請は、対象者となる月から申請できます。

例) 運転免許証を持っておらず、6月20日に70歳になる。

⇒6月1日から申請できます。

